

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 理事会において監事は議決権を有しないので留意すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 契約事務について、更なる適正化を図ること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会議事録において、監事が議決を行ったような記載が見受けられたが、監事は理事会への出席義務があるものの議決権を有しない。</p> <p>については、理事会の運営は適切に行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>(法第45条の14第4項、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条)</p>	<p>理事会にて監事が議決に参加した事実はないが、議事録の各議案の賛成数が誤った記載になっていた。今後は適切な理事会運営及び議事録作成に努める。</p>
2	<p>計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示すべきところ、赤碕保育園拠点区分事業活動明細書中、本部サービス区分の減価償却費がマイナスの金額で計上されていた。</p> <p>これは、過年度の減価償却費の修正に伴う処理が原因であると推察されるところ、過年度修正のような臨時的な損益については、金額が僅少なものを除き特別増減の部に計上すること。</p> <p>(会計省令第2条の2、第22条第4項)</p>	<p>次期の計算書類作成から改善する。</p>